

## ニホンザルの保護及び管理の課題

## 1. 平成 24 年度に抽出した保護管理上の主要課題とこれまでの対応

平成 24 年度にニホンザルの保護管理上の主要な課題として、表 1-1 に示した 7 つの課題が抽出された。これらの課題についてこれまで行ってきた主な対応と、12 次計画（11 次計画の 3 計画を含む）での反映状況を、特定計画の記載内容と都府県アンケートの結果から整理して表 1-1 に示した。

表 1-1 平成 24 年度に抽出した保護管理上の課題と 12 次計画での反映状況

課題 1：特定計画の策定が進んでいない	
<b>【対応】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成 25 年度ニホンザルの保護及び管理に関するレポート（以下「保護・管理レポート」）で計画的な保護管理の必要性の提示</li> <li>● 改訂版ガイドラインで計画的な管理の必要性、特定計画のメリットの提示</li> <li>● 平成 28 年度ニホンザル対策モデル事業レポート（以下「モデル事業レポート」）で、生息状況の把握から計画的な管理までの進め方を提示</li> </ul>	<b>【反映状況】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定計画の策定県が 19 府県（第 11 次計画時）から 25 府県に増加した。</li> <li>・ しかし、ニホンザルの群れが分布する都府県のうち、特定計画が未策定の都府県が 18 都府県ある（うち 1 県は特定計画の策定予定があり、3 県は任意計画策定済み又は策定中）。</li> </ul>
課題 2：計画の目標達成への道程が不明確	
<b>【対応】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 改訂版ガイドラインで群れの生息状況等に応じた中長期的目標、短期的目標の設定、目標とする加害レベルの低減に向けた対策を提示</li> </ul>	<b>【反映状況】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期目標の設定、加害レベルの低減を目標に設定している計画は 25 計画中 9 計画に止まり、16 計画では設定されていない。</li> </ul>
課題 3：群れの状況把握が不十分	
<b>【対応】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成 25 年度保護・管理レポートで群れの現況把握のための調査方法を提示</li> <li>● 改訂版ガイドラインで生息状況の把握程度に応じて把握すべき情報や調査方法を提示</li> <li>● 平成 26～28 年度モデル事業レポートで、群れの把握や加害群の特定方法についてモデル事業での実例を提示</li> </ul>	<b>【反映状況】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 群れの生息状況の把握程度は、改訂版ガイドラインで都府県が最低限把握すべきとしたステップ 3（群れの加害レベル把握）まで全群を把握している 11 県であり、計画を策定している 25 府県の半数以下であった。</li> <li>・ 管理強化に必要なステップ 4～5 まで全群を把握しているのは 3～7 県であった。</li> </ul>

課題4：捕獲数増加が、多くの地域で被害減少につながっていない	
<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 改訂版ガイドラインで加害レベル等に応じた捕獲オプションの選択手順、捕獲オプションに応じた捕獲方法、捕獲と被害防除対策を組み合わせた実施の必要性等を提示</li> </ul>	<p>【反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加害レベルに応じた捕獲オプションの選択について記載されている計画は 25 計画 中 18 計画である。それ以外に 3 計画は旧マニュアルに示した加害レベルに応じた被害対策選択基準を記載し、2 計画は加害レベルを評価せず他の基準で対策を選択している。</li> </ul>
課題5：被害防除対策は地域的・局所的な成果に止まっている	
<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 改訂版ガイドラインで有効な被害防除対策手法の紹介、組織的（集落ぐるみ）な対策の有効性を提示</li> </ul>	<p>【反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落ぐるみの被害防除対策について 21 計画で記載されており、記載がなかったのは 4 計画のみであった。</li> </ul>
課題6：地域間、組織間、諸計画間の連携に実効性がない	
<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成 26 年度保護・管理レポートで保護・管理のための体制整備と人材育成の必要性を提示</li> <li>● 改訂版ガイドラインで各主体が担うべき役割、年度単位の実施計画の策定と特措法の鳥獣被害防止計画との整合、連携の必要性、広域連携の必要性を提示</li> </ul>	<p>【反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各主体の役割分担について記載している計画は 25 計画 中 16 計画あるが、住民の役割が不明確など不十分な記載もある。</li> <li>・実施計画を策定しているのは 17 県であるが、被害発生している全地域で策定しているのは 7 県である。</li> <li>・実施計画と鳥獣被害防止計画と被害防除対策について整合を取っているのは 12 県、捕獲目標について整合は 9 県であった。</li> <li>・広域連携については 20 計画に記載があるが具体的な内容が乏しく、実態が不明。</li> </ul>
課題7：モニタリングの実施と実施計画や次期計画への反映が不十分	
<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 改訂版ガイドラインでフィードバック管理の必要性、フィードバック管理を行うための各主体の役割、モニタリング手法の提示</li> </ul>	<p>【反映状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね全計画にフィードバック管理に関する記載はあるが、具体的な内容が記載されていない計画が 5 計画ある。</li> <li>・前期計画の評価は 25 計画 中 16 計画で行っているが、課題を抽出し、解決方法を記載している計画は 11 計画である。</li> </ul>

## 2. 課題の整理と今後の対応

(1) 特定計画の記載内容、都府県アンケート結果から抽出された課題

特定計画の記載内容と都府県を対象に実施したアンケート結果から抽出された課題は大きく分けて以下の3点である。

1) 被害実態（生活環境被害を含む）の把握（課題4と関係）

群れの状況把握を進めた上での捕獲オプションの選択、実施が必要

2) 改訂版ガイドラインの普及

改訂版ガイドラインの内容の中で特に以下の6点について12次計画への反映が不十分であった。

①前期計画が評価されていない（課題7と関連）

→前期計画の評価、評価結果を基に計画の改善

②中長期的な目標が設定されていない、加害レベル低減を目標としていない（課題2と関連）

→明確な目標の設定（中長期計画、加害レベルの低減）と目標達成までのプロセスの明示

③群れの状況把握（全域・全群でステップ3）・モニタリングの実施が不十分である（課題3と関連）

→モニタリング調査を実施し、全域・全群でまずはステップ3を目指す

④実施計画の策定（被害発生地域全域で）が不十分である（課題6と関連）

→被害発生地域での実施計画の策定

⑤集落や住民を含めた役割分担がされていない（課題6と関連）

→集落や住民を含めた各主体の役割分担の明確化及び各主体の役割を担う人材の育成

⑥広域的な連携がされていない（課題6と関連）

実効性のある広域連携の推進

3) 新たな課題

引き続き解決を図るべき継続的な課題の他に新たに以下2つの課題が抽出された。

①管理単位が設定されていない

→管理の実効性の向上及び地域個体群の保全上からの管理単位の設定

②地域個体群の区分が明確でない

→日本哺乳類学会を中心とした学会等での科学的な検討を基とした、保全単位での地域個体群の区分

(2) 平成 24 年度に抽出した課題と今回新たに抽出した課題の整理と課題解決の方向性

平成 24 年度に抽出した課題は、特定計画を策定した県が増えたことなど、改善された点もあるが、引き続き課題の解決を図っていく必要がある。また今回、新たに抽出した課題は、これまでの課題と共通した部分が多いため、それらを整理して、課題解決のための今後の方向性を検討した。

課題解決の方向性として、改訂版ガイドラインで示した内容の理解を促すことが、まずは必要である。そのために、行政担当者向けの研修で改訂版ガイドラインについて理解を促すような内容を盛り込むことのほか、保護・管理レポートで改訂版ガイドラインに示した考え方を基に実行され、成果を上げている事例を紹介していくことが挙げられる。